

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 22 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 15 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和33年8月1日から同年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、同年8月は1万2,000円、同年9月は1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和33年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和33年12月1日から34年6月21日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を33年12月1日に、資格喪失日に係る記録を34年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月1日から同年10月1日まで
② 昭和33年10月1日から34年8月1日まで

私は、昭和33年6月12日にA社に入社し、同社がB社に社名変更した後の34年7月31日まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与額に比べ、低額

となっている上、申立期間②が被保険者期間となっていない。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和33年8月は1万2,000円、同年9月は1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、昭和33年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人が申立期間直後に就職した事業所は、「当社のデータベースにおける申立人の前歴は、33年6月から34年6月までB社となっている。」と回答しているところ、A社の元取締役は、「社名がA社からB社になった時期は、昭和33年11月30日頃であった。」と回答している。

また、申立人の所持する昭和33年10月の給料支払明細書には、会社名の記載は無いものの、A社の商業登記簿謄本に記載された取締役名の印影が確認できる。

さらに、申立人の所持する昭和33年10月及び同年11月の給料支払明細書には、厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書の保険料控除額から1万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和33年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は、適用事業所となっていないが、申立人及び同僚は、同社の従業員数は20人ぐらいだったと述べていることから、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主に確認することができず、同社の元取締役も当時の資料は所持していないと回答しているが、当該期間において、同社は、適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和33年12月1日から34年6月21日までの期間について、上述の申立人が申立期間直後に就職した事業所の回答及び申立人の所持する33年12月から34年6月までの給料支払明細書により、申立人は、B社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書の保険料控除額から1万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は昭和34年12月1日付けで、厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、適用事業所となっていないが、申立人及び同僚は、同社の従業員数は20人ぐらいだったと述べていることから、同社は、当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社に照会するも回答を得られなかったが、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和34年6月21日から同年8月1日までの期間について、上述のとおり、申立人が所持する同年6月の給料支払明細書から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

しかしながら、申立人が所持するほかの月の給料支払明細書から、B社の給与の締め日は、毎月20日であったことが推認できるとともに、昭和

34 年 6 月の給料支払明細書から、同年 5 月に近い額の報酬月額を支給を受けていることが確認できることから判断すると、申立人は同年 6 月 20 日まで同社に勤務していたことは認められるものの、同年 6 月 21 日以降における申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、C 社から回答を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年4月1日に、資格喪失日に係る記録を24年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、22年4月及び同年5月は210円、同年6月から同年10月までは500円、同年11月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは2,400円、同年12月から24年1月までは4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から24年2月1日まで

私は、申立期間において、A社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

A社から昭和62年に職歴証明書を発行してもらった際、担当者から「給与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、申し訳ない。」と言われ、何らかの補償を受けた記憶はあるが、はっきりとは覚えていない。

A社の職歴証明書を提出するので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社発行の職歴証明書、B社の回答及び同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA社C支店に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「人事記録の記載から、申立人が正社員であったことが確認できる。当時の給与関係書類は保管していないが、申立人が正社員であれば、入社時から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答

している。

さらに、申立人より1年先に入社したとする同僚は、「申立人は、昭和22年4月入社の新卒者で、当時、従業員の希望にかかわらず、全員が入社時から厚生年金保険に加入していた。」と供述しており、オンライン記録から当該同僚が入社日とした日は、A社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額から、昭和22年4月及び同年5月は210円、同年6月から同年10月までは500円、同年11月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは2,400円、同年12月から24年1月までは4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年4月から24年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年8月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を6万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月1日から39年5月1日まで
② 昭和39年10月1日から40年6月1日まで
③ 昭和41年10月1日から42年7月1日まで
④ 昭和43年10月1日から44年8月1日まで
⑤ 昭和44年8月1日から同年10月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和37年4月1日から48年3月1日までの期間において勤務していた。年金の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が前後の期間の標準報酬月額に比べて低くなっていることに気が付いた。同社の勤務期間において、給与を減額された記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤について、オンライン記録において、申立人の当該期間の標準報酬月額は、4万8,000円と記録されている。

しかし、A社の事業所別被保険者名簿において、申立人について「44. 8 44. 11 年法改 64」との記載が確認できる。

また、上記の記載について、日本年金機構に照会したところ、同機構は、「当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限が6万円であったところ、昭和44年11月の法改正に伴う月額改定（いわゆる上限改定）を見込んだ6万4,000円と記載されたものである。当該記載は、申立人について、同年8月に標準報酬月額を6万円とする随時改定が行われたことを意味している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額を6万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①から④までについて、上記の事業所別被保険者名簿における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、記録管理上の不備や遡って訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

また、B社は、「当時の資料が残っていないため、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①から④までにおける報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、上記の事業所別被保険者名簿に記載された申立人の前後60名の被保険者に係る標準報酬月額の推移について調査したところ、申立人と同時期の随時改定で標準報酬月額が上がり、定時決定で標準報酬月額が下がっている者が複数確認できることから、申立人の標準報酬月額の推移が同僚と比較して異なっているといった事情は見当たらない。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7604

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年11月1日から10年4月3日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、20万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年4月3日まで
オンライン記録では、A社に係る平成9年10月の標準報酬月額は20万円、同年11月から10年3月までの標準報酬月額は9万8,000円となっているが、申立期間の給与額は、1か月当たり24万円であった。給与明細書等は所持していないが、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年11月1日から10年4月3日までの期間について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年4月28日）より後の同年5月19日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに多数の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、A社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、役員ではなかったことが確認できる上、オンライン記録により、上記の標準報酬月額の減額訂正処理が行われた平成10年5月19日時点では、申立人は別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人が、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、管轄年金事務所から提出された不納欠損決議書によると、A社が社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年5月19日付けで行われた訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が当該遡及訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成9年11月から10年3月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人は、当該期間における標準報酬月額は24万円であったはずであると述べているが、当該遡及訂正処理前に事業主が届け出ている申立人の当該期間に係る標準報酬月額は20万円であり、当該記録に不自然な形跡は見当たらず、このほか、申立人が当該期間において標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が24万円であったとまでは言えない。

申立期間のうち、平成9年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額は24万円であったと述べているところ、オンライン記録において、同年10月1日付けの標準報酬月額を20万円とする定時決定は、同年9月11日に行われており、遡って減額訂正された形跡は見当たらない上、10年4月にA社の被保険者資格を喪失した174人中、9年10月の定時決定が行われた153人のうち、標準報酬月額が直前の金額より増額された者は75人、同額であった者は63人、減額された者は15人であり、申立人に係る標準報酬月額の決定処理のみが不合理であったとは言えない。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6617

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年12月まで

私は、昭和54年3月31日に会社を退職してすぐに、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料は区役所か金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月31日に会社を退職してすぐに、区役所で国民年金への切替手続を行った旨を主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金への切替手続が行われたのは59年3月であると推認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金への切替手続は、上記のとおり、昭和59年3月に行われたと推認でき、申立人は57年1月から59年3月までの国民年金保険料を遡って納付した領収書を所持しており、同年同月時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号が払い出される時点まで同一の住所地に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても具体的な納

付を裏付ける新たな証言等を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から同年6月までの期間、53年1月から54年3月までの期間、55年1月から56年4月までの期間及び57年7月から平成元年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月から同年6月まで
② 昭和53年1月から54年3月まで
③ 昭和55年1月から56年4月まで
④ 昭和57年7月から平成元年9月まで

私は、20歳になった頃、母親が私の国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。国民年金保険料については、母親が、金融機関で納付していたはずである。申立期間②、③及び④についても、私が会社を退職したことにより、母親が市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をそれぞれ行い、保険料を納付していたはずである。いつの頃か時期は定かではないが、複数枚のまとまった保険料の納付書を見た記憶があり、その納付書により母親が納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続をそれぞれ行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年2月に職権適用により払い出されており、その時点で申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間は4回、合計 123 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が継続して誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年4月までの期間、同年9月から54年5月までの期間及び61年6月から平成3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から52年4月まで
② 昭和52年9月から54年5月まで
③ 昭和61年6月から平成3年2月まで

私は、会社を退職した後の昭和49年4月頃に、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料をまとめて1年分納付した。

その後も社会保険事務所の窓口で国民年金保険料を納付しており、できるだけ1年分の保険料をまとめて納付するようにしていたと思う。

昭和52年9月及び61年6月についても、会社を退職後すぐに、社会保険事務所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、社会保険事務所の窓口で国民年金保険料を納付していた。

昭和62年1月に海外へ転居したので、その後は、口座振替により国民年金保険料を納付していた。

申立期間①、②及び③が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和49年4月頃に、社会保険事務所国民年金の加入手続を行い、52年9月及び61年6月には、会社を退職後すぐに、社会保険事務所厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月に払い出されていることが確認できる上、申立期間①、②及び③当時に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立

人が、当該期間当時に、国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたとは考え難い。

また、申立人は、i) 国民年金の加入手続を行った際に、その場で国民年金保険料をまとめて1年分納付し、その後も社会保険事務所の窓口で、できるだけ1年分の保険料をまとめて納付するようにしていた、ii) 申立期間②及び③当時も、社会保険事務所の窓口で保険料を納付していた、iii) 昭和62年1月に海外へ転居した後は、口座振替により保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は平成3年3月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間①、②及び③は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付時期や納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6620

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、母親に国民年金の加入を勧められ、昭和 55 年 3 月又は同年 4 月のどちらかに、母親と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際に担当者から、「未納となっている 1 年分の国民年金保険料を納付しなければ加入できない。」と言われ、納付書をその場で発行してもらい、郵便局でまとめて 6 万円ぐらいを納付した。国民年金に加入後の保険料は、毎月又は数箇月分を勤務地に近い金融機関で納付していた。当初の保険料月額は 6,000 円だったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 3 月又は同年 4 月のどちらかに母親と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金被保険者名簿索引票では 62 年 6 月に加入手続を行ったことが確認でき、申立内容と一致しない上、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、同年同月の加入手続時点で納付可能な 60 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一地域に居住し続けたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、申立人の所持する年金手帳は、その様式から昭和 61 年 4 月以降に発行されたものであると確認でき、申立人はそれ以外の手帳を所持していた記憶は無いと述べている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った際の国民年金保険料月額
は 6,000 円ぐらいであり、過去 1 年間の保険料を 6 万円ぐらい納付したと述
べているが、昭和 54 年度の保険料月額は 3,300 円であり、同年度の保険料を
まとめて納付した場合の金額は 3 万 9,600 円となり、申立人の主張とは乖離^{かい}
している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関
連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し
ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月から14年1月まで

私は、20歳になった時に国民年金は加入すべきだと思い、市役所で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。平成14年9月にA市に転居する少し前、保険料の未納の通知がきたので社会保険事務所(当時)に電話をした。

社会保険事務所から知らされた未納期間及び未納金額は覚えていないが、未納期間の国民年金保険料を、まとめて納付することはできなかつたので、分割して納付できるように納付書を再発行してもらい、納付できる時に現年度保険料と合わせて納めた。

送られてきた納付書の国民年金保険料は、A市に転居し、仕事を変えた平成14年12月頃から毎月納められるようになり、主に職場か自宅の近くにあった郵便局やコンビニで納めた。

送られてきた納付書で未納分を納め終えた平成15年10月頃に再度社会保険事務所に電話をして、担当者に未納が無くなったことを確認してもらい、「未納分は全て納付されている。」と言われた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、送られてきた納付書で、平成14年12月頃から現年度分の国民年金保険料を納めるようになり、未納分は納められる時に納めたと述べているところ、B銀行C事務センターが保管する国民年金保険料領収(納付受託)済通知書から、同年同月から16年3月までの期間に納付していた保険料は、14年10月から16年3月までの期間の現年度保険料と14年3月及び同年7月から同年9月までの期間の過年度保険料であり、申立期間に係る保険料を

納付していた形跡は見当たらず、当該期間の保険料の納付状況はオンライン記録と一致している。

また、申立人は、国民年金保険料を遡って納付した記憶はあるものの、遡って納付したとする保険料の納付期間及び納付金額についての記憶は定かではなく、申立期間に係る過年度納付書が発行された形跡もうかがえないことから、申立人が送られてきた納付書で納めた未納期間の保険料は、申立期間後の未納期間である平成14年3月及び同年7月から同年9月までの期間の過年度の保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年6月までの期間、61年4月から平成3年3月までの期間及び4年2月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年4月から59年6月まで
② 昭和61年4月から平成3年3月まで
③ 平成4年2月から5年2月まで

私は、大学を卒業後、A職をしていたが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入し、国民年金保険料の納付については毎月集金人に対し手渡しで納付していた。私が留守の時は、当時同居していた妹が代理で納付していたこともある。それにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した後の昭和58年4月頃にB市C区役所D出張所で国民年金の加入手続を自分で行い、申立期間①から③までの国民年金保険料を、申立人又は申立人の妹が集金人に対し納付していたと主張している。

しかし、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、国民年金被保険者名簿から昭和59年8月であると確認できることから、申立人が述べている集金人による納付方法の場合、その時点において58年4月から59年3月までの国民年金保険料は過年度納付することとなるが、B市C区では集金人に対して過年度納付を行うことはできなかったことから、申立人の主張と一致しない。

また、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納期限を経過してはいるものの、現年度納付することが可能であるが、B市C区では集金人は現年度納付であっても納期限を過ぎた保険料は集金することができない取扱いとなっており、申立期間①の保険料の納付を行う場合、社会

保険事務所（当時）で別途手続を行う必要があるが、申立人からは、集金人以外に対して保険料を納付したという主張は無い。

さらに、申立人は高校卒業後の昭和54年4月以降は大学進学のため、B市に在住していたと述べているが、戸籍の附票では、59年2月までE県F市在住で、同年3月にB市に転居していることが確認できることから、申立期間①のうち、58年4月から59年2月までの期間において、申立人が主張する方法により国民年金保険料を納付するためには、E県F市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、E県F市において申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間②及び③については、申立人は申立期間①と同じく申立人又は申立人の妹が集金人に対し国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金被保険者名簿から、申立人が昭和60年4月に保険料の納付方法を集金人への納付から納付書による自主納付に変更していることが確認でき、申立人の主張と一致しない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から12年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から12年3月まで
20歳になった頃、区役所から年金手帳と納付書が送られてきた。その後、督促状が届いたので、平成12年か13年に自宅前のコンビニエンスストアから私の国民年金保険料を納付したことを母親から聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張どおり、申立期間当時、申立人が居住していた市では、20歳到達者に対して、国民年金制度に関する周知を兼ねた加入勧奨を行い、未加入者を対象に手帳送達による職権適用を実施していた。

しかしながら、申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付書によりコンビニエンスストアで納付したと主張しているが、コンビニエンスストアで保険料を納付することができるようになったのは、平成16年2月以降に発行された納付書による納付からであり、当該期間当時、コンビニエンスストアで保険料を納付することはできない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料収納事務の電算処理が図られた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年1月1日まで
私は、父の紹介で、昭和18年6月頃からA社（現在は、D社）において、初めの6か月はBの現場で勤務し、次に事務所のCの仕事に異動した。同社には結婚のために退職する21年12月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が全く無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が昭和21年4月にA社に入社した時に、申立人が同社に勤務していたと供述していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が行っていたというA社におけるCの仕事について、同社に係る厚生年金保険臺帳（甲）に名前のある14名に照会した結果、1名の同僚は、「Cの仕事は、下請会社の人が行っていた。」と供述している上、もう1名の同僚は、「Cの仕事は、A社の〇〇社というところから入って来た人がやっていたように思う。」と供述している。

また、上記の厚生年金保険臺帳（甲）の申立人が記載されているページの15名中、申立人のほか同僚5名が昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、同年9月30日に同資格を喪失と記録されており、これは厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録といずれも一致しているところ、同僚5名はいずれも連絡先が不明なことから、その経緯について確認することができない。

さらに、申立人は、A社においてCの仕事の前任者及び後任者について

記憶していないと供述している上、申立人が名前を挙げた上司は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、D社は、申立人に係る関係資料は保管していないと回答していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月頃 から 62 年頃 まで

私はB業を行うためC社として独立し、A社を退職したが、厚生年金保険に加入したいと考えていた。同社を退職したその日に社会保険事務所（当時）で相談したところ、法人企業でなければ厚生年金保険に加入できないと一旦は断られたものの、社会保険事務所から「元の会社に名前を借りて社員扱いで厚生年金保険のみ再加入することができる。」と説明があった。

その後、A社の事業主に、厚生年金保険の加入について相談したところ、了解を得たため、退職の1、2か月後から昭和 62 年頃まで同社の事業主に毎月厚生年金保険料を届けていた。

申立期間に厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後も同社の事業主の了承を得た上で、厚生年金保険料を毎月同社の事業主に直接届けており、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間であったはずであると主張している。

しかしながら、当時のA社の取締役は、「申立人が同社に勤務した後、B業として独立したことは記憶している。」と証言しており、申立人もB業を行うため個人事業主としてC社を立ち上げるため、A社を退職したと述べていることから、申立人は同社に使用される者にあたらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

なお、申立期間のうち、昭和 51 年 6 月 1 日から同年 8 月 26 日までの期間において、申立人が E 社に係る厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるところ、申立人は自身の被保険者記録ではないと述べているが、平成 16 年 8 月 27 日に当該被保険者期間を含む 180 か月分について脱退手当金として支給決定がなされており、申立人は当該脱退手当金を受給したと述べている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 5 日から平成元年 2 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 12 月末に勤めていた事業所を退職し、翌年の 64 年 1 月 5 日に A 社に入社した。その後、平成 2 年 5 月末に退職したが、入社当初の昭和 64 年 1 月 5 日から平成元年 2 月 1 日までの 1 か月間が被保険者期間となっていないのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が平成元年 1 月 17 日には A 社に勤務していたことが確認できる上、申立人は、昭和 64 年 1 月 5 日に同社に入社した当初のことを具体的かつ明確に記憶していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社が保管する賃金台帳によると、申立人は、平成元年 2 月の給与から厚生年金保険料は控除されておらず、同年 3 月の給与から資格取得時の標準報酬月額である 19 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A 社の事業主は、「申立人の雇用保険の記録から、申立人は、平成元年の 1 月中に当社に入社したと考えられるが、厚生年金保険及び健康保険には同年 2 月 1 日に加入し、各々の保険料は、いずれも翌月控除なので、同年 3 月の給与から保険料控除を開始している。」と回答している。

さらに、B 健康保険組合は、「申立人は、平成元年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、2 年 6 月 1 日に同資格を喪失している。」と回答しているところ、当該記録はオンライン記録と一致している上、申立期間当時の同組合に提出する届出書は複写式であり社会保険事務所（当時）に提出する

届出書と同一のものだった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、口頭意見陳述において、雇用保険の記録等から平成元年1月に雇用されたことが明らかであり、事業主は、私を雇用した日から厚生年金保険や健康保険に加入させるべきであったのに加入させなかったのは法律違反であり、また、事業主は、私の厚生年金保険料を控除していたかもしれないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めるべきであると主張している。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った資格取得の届出手続の遅延又は届出手続漏れ自体の違法性の有無を判断するものではない。

また、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、特例法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、社会保険庁（当時）に納付したことが明らかでない場合であるところ、上述のとおり、事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、このほかに保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月15日から22年3月16日まで

私は、昭和19年6月5日から25年12月27日までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社B事業所の資格喪失日が20年8月15日となっており、22年3月16日に同社C事業所へ転勤するまでの19か月の記録が無い。実際は、20年3月5日に海外出張命令でD国の事業所においてE業務を行い、終戦により帰国できなくなり、22年1月16日に引き揚げてきた。その間も本籍地に給与は送金されていた。出張命令書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の出張命令書及び転勤辞令において申立人がD国の事業所に昭和20年3月15日から同年5月15日まで出張を命じられ、帰国後の22年3月16日に同社C事業所に勤務を命じられたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「終戦により会社との連絡が途絶え、すぐに帰国することができず、現地の外国人経営の事業所に勤務した。昭和22年1月16日の引揚げ船による帰国後も同年3月16日にA社C事業所で勤務するまで自宅で休養していた。一緒に海外出張した者はいないし、出張先での同僚も記憶していない。」と述べている。

また、A社B事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人が記載されているページを含め前後11ページの被保険者131名中、申立人を含め124名が昭和20年8月15日に同社B事業所で被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同僚の一人は、「私は、同社F部

門で勤務を継続していた。周りには解雇された人も無く、G部門も継続操業していたにもかかわらず、同年8月15日から同年12月1日までの空白期間があるが、会社から説明は無く理由は分からない。」と供述している。

さらに、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、ほかの役員（13名）の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月頃から 28 年 4 月頃まで
厚生年金保険記録を確認したところ、A事業所で勤務した期間の記録無いことが分かった。しかし、中学校を卒業した年の4月から友人と共に正社員として勤務した。少なくとも中学卒業後の昭和 27 年 4 月から 1 年程度は厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所が存在した場所や、近隣にあった事業所を記憶しており、その供述は信ぴょう性があることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立てに係る事業所について、所在地を管轄する法務局に照会したが、同事業所に係る商業登記の記録は確認できない上、オンライン記録においても、申立てに係る事業所が類似名称を含め厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無い。

また、申立人から名前の挙げた事業主は、厚生年金保険被保険者記録が確認できず連絡先が不明である上、申立人が中学校の同級生でA事業所に同期入社したとして名前を挙げた同僚及び入社当時、既に在籍していたとして名前を挙げた先輩社員についても、連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月頃から 49 年 7 月 1 日まで

私は、高校卒業後 1 年ぐらいたってから A 社又は B 社に入社し、約 3 年間正社員として C 業務を行っていたが、同社における厚生年金保険被保険者資格記録は 3 か月のみとなっている。給与明細書等は所持していないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の詳細な記憶から、申立人が、申立期間において、A 社及び同社の関連会社である B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社及び B 社に勤務したと供述し、B 社における被保険者資格取得日が申立人と同日である同僚は、「C 社員については、入社と同時に厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、この同僚が記憶する入社日と厚生年金保険の資格取得日は約 3 年相違している上、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、昭和 46 年 1 月頃に A 社に入社した。C 社員は短期間で辞める者が多かったので、会社では厚生年金保険には加入させていなかったと思う。私も A 社での勤務期間の厚生年金保険の被保険者記録は全く無く、また、B 社でも勤務の初めの方の厚生年金保険の被保険者記録は無く、48 年 3 月 1 日から厚生年金保険に加入している。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 名のうち 1 名は、A 社及び B 社において被保険者となっておらず、これらのことから、申立期間当時、A 社及び B 社においては、申立人と同様の勤務形態である C 社員については、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったわけではなかったこ

とがうかがえる。

このほか、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 2 月から同年 10 月 21 日まで
② 昭和 61 年 10 月 16 日から 63 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 2 月に A 社へ入社し、63 年 12 月 31 日まで勤務していた。しかし、ねんきん定期便の記録では、60 年 10 月 21 日から 61 年 10 月 16 日までの期間しか被保険者期間となっていない。そんな短期間で辞めるわけがなく、3 年ぐらいは勤務したはずだ。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においても A 社に勤務していたと述べている。

しかしながら、雇用保険の加入記録において、申立人は昭和 60 年 10 月 21 日に A 社の雇用保険被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致する。

また、複数の同僚は、「A 社は、試用期間も含めて入社と同時に雇用保険及び厚生年金保険に加入していたと記憶している。」と証言している。

申立期間②について、申立人は、当該期間も継続して A 社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人の A 社に係る雇用保険被保険者記録では、申立人の離職日は昭和 61 年 10 月 15 日となっており、オンライン記録と符合する。

また、複数の同僚は、「申立人は突然入社しなくなったので、大変だったと記憶しているが、いつまで勤務していたかについては分からない。」と証言している。

さらに、A社の元事業主に照会したが、回答を得ることができず、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から38年4月1日まで

私は、昭和21年4月1日にA線B駅前にあったC社（現在は、D社）に入社し、同社が26年に開設した同じA線E駅前のF社の責任者となった。38年4月から国民年金の加入記録があるが、それまでのC社又はF社での厚生年金保険の記録が全く無いのは納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がC社及びF社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社の事業主は、「会社には当時の資料が無いため確認することができない。」と回答していることから、申立人の雇用形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和33年6月1日であり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、オンライン記録において、F社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できず、申立人が名前を挙げている同社の同僚もC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は無い。

加えて、申立期間にC社において被保険者記録のある者に照会を行ったものの、F社で勤務していた者はおらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持して

おらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 29 日から 42 年 8 月 18 日まで
私は、昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 8 月頃まで、A事業所においてB課の従業員として勤務していたが、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 29 日までとなっている。
2 年間ぐらい勤務していたことは間違いないので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 40 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間について、A事業所から提出された人事記録の写しによれば、「申立人を昭和 40 年 4 月 1 日に日々雇用のC職員として採用する。同年 6 月 29 日に辞職の承認をする」との記載があるとともに、「右の通り相違有りません。」との申立人による手書きの記載及び署名が確認できる。

申立期間のうち、昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 18 日までの期間について、A事業所は、当該期間において申立人が常勤の従業員として在籍していた旨の回答をしており、上記人事記録において、申立人が 40 年 7 月 1 日に改めてD職員として採用され、42 年 8 月 18 日まで継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、国家公務員共済組合連合会の「申立人は、昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 18 日までE共済組合F支部の組合員であり、当該組合員期間年月を基礎期間とした退職一時金を全額支給済みである。」との回答及び同連合会から提出された申立人の年金加入期間確認通知書から、申立人は、当該期間において同共済組合員であったものと認められる。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除さ

れていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月 17 日から 63 年 12 月 16 日まで
② 平成元年 5 月 1 日から 2 年 7 月 21 日まで
③ 平成 2 年 8 月 1 日から 5 年 4 月 1 日まで
④ 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 9 月 1 日まで
⑤ 平成 9 年 1 月 16 日から同年 7 月 1 日まで
⑥ 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、③及び④の標準報酬月額が実際の給与額に比べ低額となっている。

また、B社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②並びにD社（現在は、E社）に勤務していた期間のうち、申立期間⑤及び⑥の標準報酬月額も実際の給与額に比べ低額となっている。調査の上、申立期間①から⑥までの標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は、A社から実際に支給された給与額に比べ低額となっていると述べている。

しかし、A社は申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額を確認できる当時の賃金台帳等は保管していない旨回答している。

また、F連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金の中脱記録照会（回答）によると、申立人のA社における厚生年金基金に係る標準給与額の改定記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

さらに、A社が加入するG健康保険組合から提出された適用台帳の月額異動記録における申立人の同社に係る健康保険の標準報酬月額は、オンラ

イン記録と一致する。

加えて、申立期間③及び④の標準報酬月額については、申立人の居住地を管轄するH事務所保管の申立人に係る所得回答書に記載された平成2年から6年までの合計所得額及び社会保険料控除額に基づき、当委員会で検証したところ、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録とほぼ一致していることが推認できる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は、B社から実際に支給された給与額に比べ低額となっていると述べている。

しかし、C社は、当時のB社の賃金台帳等の資料は無い旨回答していることから、当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、B社が加入していたI厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届、給与月額変更届及び加入員資格喪失届に記載された申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同社が加入していたG健康保険組合が保管する適用台帳の申立人に係る標準報酬月額の改定履歴とも一致している。

さらに、上述のH事務所保管の所得回答書に記載された申立人に係る平成元年及び2年の合計所得額及び社会保険料控除額に基づく検証結果によっても、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが推認できる。

申立期間⑤及び⑥について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は、D社から実際に支給された給与額に比べ低額となっていると述べている。

しかし、E社は、保存期限経過のため、当時の資料は無い旨回答していることから、当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、当時、D社が加入していたJ健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者情報によると、申立人の当該期間における健康保険の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、上述のH事務所保管の所得回答書に記載された平成10年から14年までの合計所得額及び社会保険料控除額に基づく検証結果によっても、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが推認できる。

このほか、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 30 日から 52 年 1 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）C事業所（現在は、D事業所）に昭和47年4月1日から51年12月31日までの期間において在籍していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同社C事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年12月30日となっている。

A社C事業所では昭和51年12月30日及び同年12月31日は年末休暇となっていたため、実際の勤務は同年12月29日までであったが、退職年月日は同年12月31日のはずなので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C事業所における退職年月日は昭和51年12月31日のはずであると述べている。

しかし、B社D事業所は、「当時の資料が無いため、申立人の退職日は不明である。また、申立人の退職月に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除についても不明である。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた元上司は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立人の退職年月日までは覚えていない。」と述べていることから、申立期間にA社C事業所の厚生年金保険被保険者記録のある者13名に照会したところ、回答のあった8名のうち、3名の元社員は、「申立人は昭和51年12月末頃まで、A社C事業所に勤務していたが、申立人の退職日までは分からない。」と回答している。

さらに、別の元社員1名は、「私は、申立人より後の昭和59年4月末までA社C事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、被保険者

資格の喪失日は、同年4月29日となっている。自分では同年4月30日付け退職と思っていたが、同年4月29日は祝日であり、同年4月30日は振替休日であったので、念のため給与明細書を調べたところ、同年4月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていない。」と述べており、同社では退職月の末日が所定休日である場合には、実際の最終出勤日を在籍日の末日として取り扱っていた事情がうかがえる。

加えて、A社が加入していたE健康保険組合は「保存期間が経過し、関係資料が無いため、申立人の健康保険加入記録について確認できない。」と回答している上、申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の記録では、私の A 社における資格喪失日が昭和 61 年 11 月 30 日となっているが、私は、同日付けで退職したので、資格喪失日は同年 12 月 1 日となるはずである。

昭和 61 年 11 月 30 日が定休日であったため、担当者が誤って同年 11 月 29 日を退職日として処理したのではないか。

当時、厚生年金保険料は当月分の給与から控除されていたので、昭和 61 年 11 月の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除されていたはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人の退職日を確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は昭和 61 年 11 月 29 日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

さらに、A 社の当時の社会保険事務担当者は、「当時、厚生年金保険料は翌月の給与から控除していたので、月末付け退職の場合は、最後の給与から 2 か月分の保険料を控除しなければならなかった。このため、月末付けで退職する従業員には必ず事前に確認を行い、2 か月分の保険料控除を希望しない者については退職日を調整していた。」と供述している。

加えて、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当

時の事業主も死亡しているため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 33 年 9 月 12 日から 35 年 4 月 25 日まで
厚生年金保険の記録によると、私がA社及びB社に勤務していた被保険者期間については、脱退手当金として支給済みになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 35 年 6 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 2 日から 48 年 8 月上旬まで
② 昭和 48 年 8 月上旬から同年 8 月中旬まで
③ 昭和 48 年 8 月中旬から同年 8 月下旬まで

私は、申立期間①及び③はA社（現在は、B社）で、また、申立期間②はC社でD職として勤務していたにもかかわらず、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料の控除を証明する給与明細書等は残っていないが、申立期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人は、当該期間にA社で勤務していたと述べている。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚を含め、連絡先の判明した元社員6名に文書照会をしたところ、2名から回答があったが、いずれの元社員も申立人を記憶していない上、B社も、「在籍が確認できない。」と回答していることから、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「E支店及びF支店で、D職をしていた。」と述べているところ、上記元社員のうち1名は、「支店のD職は、ほとんどが正社員ではなく、請負のような雇用形態であった。」と述べている。

さらに、G健康保険組合は申立人の加入記録は確認できない旨回答している上、申立人のA社における雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間②について、申立人は、当該期間にC社で勤務していたと述べている。

しかし、C社は、「当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社は、「厚生年金保険の取扱いについて、当社においては、正社員は入社日より加入させるが、D職は委任契約のため加入させていない。」と回答している上、H健康保険組合は、「当時、D職の雇用形態は委任契約制度しかなく、申立人は委任契約のD職として就業していたこととなる。したがって、本人の加入できる保険は国民年金及び国民健康保険となる。」と回答している。

さらに、申立人のC社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7619 (事案 551 の再々申立て、事案 6885 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月2日から42年11月7日まで
厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務した期間については、脱退手当金として支給済みとされていたため、記録の訂正を求めたが、認められなかった。私は、脱退手当金を請求したことや受給したことの記憶は無い。前回、当時の記憶を整理したメモや手紙等の資料を提出して、再度調査をしてもらったが、記録の訂正は認められなかった。
しかし、まだ納得がいかないため、もう一度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立て及び再申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人から提出された年金記憶メモ及び手紙等の資料は脱退手当金を受給していないことを立証する資料とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月4日付け及び23年9月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料及び情報を提供することなく、手紙で脱退手当金を受け取っていないとの主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では、保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない反面、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。